

龍監第22号
令和6年8月16日

龍ヶ崎市長 萩原 勇 殿

龍ヶ崎市監査委員 大山文彦
龍ヶ崎市監査委員 寺田寿夫

令和5年度決算に基づく龍ヶ崎市健全化判断比率審査
及び資金不足比率審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)
第3条第1項の規定に基づき審査に付された令和5年度決算に基づく龍
ヶ崎市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並
びに同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和5年度決算
に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を
審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和5年度決算に基づく 龍ヶ崎市健全化判断比率審査 及び資金不足比率審査意見書

龍ヶ崎市監査委員

令和5年度決算に基づく龍ヶ崎市健全化判断比率審査意見

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率審査

2 審査の対象

令和5年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点

国が作成した最新の「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」を参考とした。

4 審査の実施内容

審査は、龍ヶ崎市監査基準に準拠して実施した。

審査の方法は、審査に付された算定資料について、算定根拠資料との照合を行うとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で行った。

5 審査の期間

令和6年7月17日から令和6年8月9日まで

6 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に準拠して作成されており、かつ、正確であると認められた。

区分	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	12.70%	20.00%
② 連結実質赤字比率	—	17.70%	30.00%
③ 実質公債費比率	4.3%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	—	350.0%	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等における実質収支が黒字となつたため、当該比率は算出されない。

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計における実質収支が黒字となったため、当該比率は算出されない。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は4.3%で、早期健全化基準25.0%を下回っている。また、前年度と比較すると0.3ポイントの改善である。

特に指摘すべき事項はない。

令和5年度決算に基づく龍ヶ崎市資金不足比率審査意見

1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率審査

2 審査の対象

令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の着眼点

国が作成した最新の「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」を参考とした。

4 審査の実施内容

審査は、龍ヶ崎市監査基準に準拠して実施した。

審査の方法は、審査に付された算定資料について、算定根拠資料との照合を行うとともに、関係職員からの説明を聴取するなどの方法で行った。

5 審査の期間

令和6年7月17日から令和6年8月9日まで

6 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に準拠して作成されており、かつ、正確であると認められた。

区分	令和5年度	経営健全化基準	備考
龍ヶ崎市下水道事業会計	—	20.0%	

(2) 個別意見

資金不足比率は、下水道事業会計において資金の不足額がないため、当該比率は算出されない。

7 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。